⑵　前条第３号及び第４号に掲げる者
30,000円（税込）／１日
⑶　前条第６号に掲げる者
100,000円（税込）／１日
（受講料等）
第６条　規則第22条に規定する研修受講料及びテキストの価格は、次の各号に定めるとおりとする。
⑴　研修受講料　協会員については無料、又は実費相当額として研修委員会が定めた額とし、非協会員については、実費の２倍相当額以上により研修委員会が定めた額
⑵　テキスト代　協会員については無料、又は実費相当額以上により研修委員会が定めた額とし、非協会員については、受講要綱等にテキスト代として税込表示した額、又はテキストに印字した税込額
２　前項各号の研修受講料又はテキスト代は、これを納付した者が、規則第18条に規定する受講資格を有しない者である場合、又は研修を受講しない場合においても、返還しない。
（事務分担）
第７条　研修を実施するにあたり必要な事務の一部を規則第25条第１項の規定に基づき、業者に委託する場合における本協会及び委託先における事務分担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
⑴　本協会（本部）
イ　研修委員会及び研修小委員会の運営
ロ　スケジュールの策定
ハ　実施地の選定
ニ　受講希望者に対する受講要綱等及び受講申込書の配布
ホ　規則第23条に規定する研修の公告
ヘ　受講申込書の受付
ト　講師の派遣
チ　プログラムの策定
リ　研修の実施
ヌ　規則第22条に規定する受講料及びテキスト代金の徴収
ル　実施諸費用の支払
ヲ　委託先業者に対する教材等の発注
ワ　イからヲのほか、研修の事務を適正かつ確実に実施するために必要な事務
⑵　支部
イ　受講希望者に対する受講要綱等及び受講申込書の配布
ロ　受講申込書の受付
ハ　教材の頒布
ニ　会場の選定、設営及び進行についての本部補助
ホ　イからニのほか、本部から指示を受けた事項
⑶　委託先業者
イ　教材の制作及び印刷及びその在庫管理
ロ　案内パンフレットの制作及びその在庫管理並びに本部及び各支部への送付
ハ　研修当日必要な印刷物等の作成及び各支部への送付
２　前項の規定により、本協会（本部）の事務とされた事務を、本協会（本部）は、円滑な研修事業の運営を図るため、必要に応じ支部又は委託先業者にその執行を指示することができる。
第３章　その他
（個人情報の保護）
第８条　本協会は、研修に係る事務を第三者に委託する場合、当該第三者から個人情報について情報漏洩防止に関する誓約書を徴収するものとする。
（細則の改廃）
第９条　この細則の改廃は、理事会の承認を経て、研修委員会がこれを行う。
附　則
１　この細則は、平成19年12月19日から施行する。
２　第12条に規定する修了者名簿の修正は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）第４条の規定による改正後の貸金業法が施行される日の前日まで行う。
附　則
この細則は、平成26年９月11日から改正施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第２条、第３条、第４条、第５条、第６条、第７条、第８条、第９条を改正。

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年９月24日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　馬場みどり

種類	精度	実施時期	地域 地区名	地域 市、区、(郡)、町、村名	備考
三角点	一等	平成18年度	長崎県	五島市	新設
	三等	〃	長崎県	五島市	〃
	一等	平成19年度	青森県	津軽郡深浦町	〃
	三等	〃	青森県	津軽郡深浦町	〃
	二等	平成20年度	鹿児島県	南さつま市	〃
	三等	〃	東京都	小笠原村	〃
	三等	平成21年度	東京都	小笠原村	〃
	二等	〃	沖縄県	八重山郡竹富町	〃
	三等	〃	沖縄県	島尻郡久米島町	〃
	一等	平成22年度	東京都	八丈支庁	〃
	三等	〃	東京都	八丈支庁	〃
	一等	平成24年度	東京都	小笠原村	〃
	三等	〃	東京都	小笠原村	〃
	一等	平成25年度	東京都	八丈支庁	〃
電子基準点		平成26年度	北海道	函館市	〃
		〃	北海道	釧路市	〃
		〃	北海道	網走市	〃
		〃	北海道	稚内市	〃
		〃	北海道	奥尻郡奥尻町	〃
		〃	青森県	青森市	〃
		〃	岩手県	大船渡市	〃
		〃	秋田県	男鹿市	〃
		〃	山形県	鶴岡市	〃
		〃	千葉県	館山市	〃